

**朝来市健康・福祉拠点施設
訪問看護ステーションなでしこ 重要事項説明書**

1 事業者の概要

令和7年9月1日 改定

名称・法人種別	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
代表者名	理事長 藪本 訓弘
	(住所) 〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町 1070 (電話) 078-929-5655 (FAX) 078-929-5688
設立年月日	昭和 39 年 7 月 1 日

2 事業所の概要

(1) 事業所名称および事業所番号等

事業所名	朝来市健康・福祉拠点施設 訪問看護ステーションなでしこ
所在地・連絡先	(住所) 〒669-5252 兵庫県朝来市和田山町竹田 2063 番地 3 (電話) 079-674-0800 (FAX) 079-674-0089
事業所番号	2 8 6 4 9 9 0 0 4 5
管理者	藤本 昌代
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	備考
管理者	看護師	1 名	—	訪問看護職員と兼務
看護職員等	看護師	3 名	1 名	
	理学療法士	2 名	—	

(3) 事業の実施地域

事業所の実施地域	朝来市内
----------	------

(4) 事業の目的および運営方針

事業の目的 および運営方針	要介護状態（介護保険の認定を受けている方）で、主治医が必要と認めた者等に対し、在宅における心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 事業の実施に当たっては、利用者に信頼され求められる訪問看護ステーションづくりを推進するとともに、関係市町地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、質の高い看護サービスの提供に努めます。
------------------	--

(5) サービス提供の時間帯

営業日	平日
営業時間帯	8時45分～17時30分
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～翌年1月3日

※ ただし、24時間緊急時対応加算に加入された利用者は病状に応じ対応します。

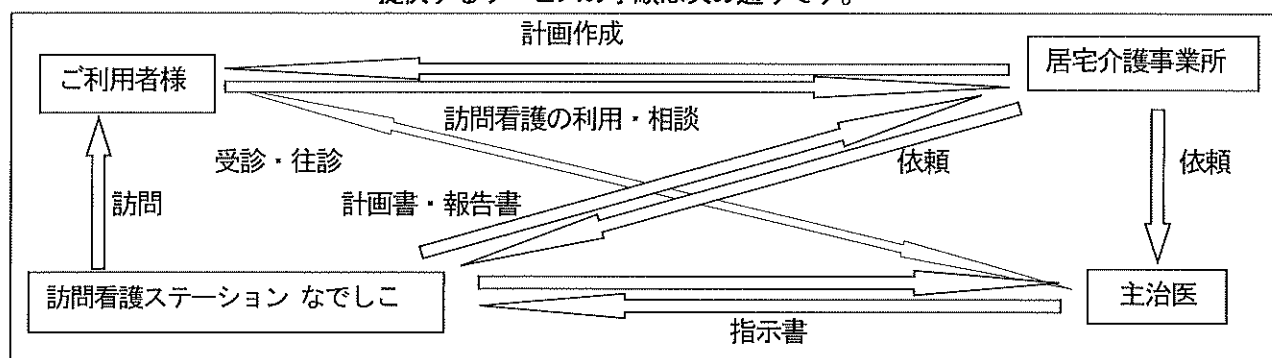
※ 病状により土日・祝日共に訪問が必要と主治医が認めた方は、24時間緊急時対応加算の加入が必要となります。

3 提供する訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容

訪問看護は、看護師等がご家庭を訪問して病気や障害のために支援を必要とされている方の看護を行うサービスで、介護保険または医療保険制度でご利用いただけます。

主治医の治療方針と利用者の希望に沿って看護計画を立て、他のサービスと連携しながら看護を行いますので安心して在宅療養が続けられます。

* 提供するサービスの手順は次の通りです。



サービスの内容

- (1) 病状・障害等に応じた観察（体温、脈拍、血圧、酸素飽和度の測定）
- (2) 食事指導、入浴、清拭、排泄のお世話、移乗・移動の介助
- (3) 医師の指示による医療処置
 - ・褥瘡（床ずれ）、創傷の予防と処置
 - ・カテーテル類の管理、人工肛門・人工膀胱の管理、膀胱洗浄、自己導尿指導
 - ・経管栄養・胃瘻管理、在宅酸素の管理、吸入・吸引の実施、点滴の実施
 - ・IVH（中心静脈栄養）の管理
- (4) 内服薬管理の支援
- (5) ターミナルケア（住み慣れた家での看取り支援）
- (6) リハビリテーション（日常生活動作の練習、調理・掃除・買い物等の生活関連動作の練習、身体機能の維持・向上訓練、認知・高次脳機能障害へのアプローチ、福祉用具・住環境整備の相談・助言）
- (7) 認知症ケア
- (8) 医療機関やサービス機関との調整
- (9) 療養生活についての相談と助言（家族に対する健康面、介護に関する不安・ストレス・休養に関する相談）
- (10) 福祉制度の活用、手続きについての相談と助言
- (11) 小児訪問看護、精神科訪問看護

4 料金

(1) 介護保険利用料金

《看護師が訪問看護を行った場合》

	訪問看護 (サービス提供体制加算含む)			介護予防訪問看護 (サービス提供体制加算含む)		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	320 円	640 円	960 円	309 円	618 円	927 円
30 分未満	477 円	954 円	1,431 円	457 円	914 円	1,371 円
30 分以上 60 分未満	829 円	1,658 円	2,487 円	800 円	1,600 円	2,400 円
60 分以上 90 分未満	1,134 円	2,268 円	3,402 円	1,096 円	2,192 円	3,288 円

《理学療法士が訪問看護(リハビリテーション)を行った場合》

	訪問看護 (サービス提供体制加算含む)			介護予防訪問看護 (サービス提供体制加算含む)		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分	300 円	600 円	900 円	290 円	580 円	870 円
40 分	600 円	1,200 円	1,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
60 分	813 円	1,626 円	2,439 円			

(訪問看護)

※ 「20 分未満」の訪問は、週に 1 回以上、20 分以上(30 分未満)の訪問を実施し、緊急時訪問看護加算に加入されている利用者に限り算定可能です。

(訪問リハビリ)

※ 1 日に 2 回以上リハビリを行った場合は、1 回につき 100 分の 90 を乗じた単位数を算定します。

※ 利用開始月から 12 月を超える要介護予防利用者の訪問看護を行った場合は、1 回 15 単位減算した訪問看護費となります。

(訪問看護・訪問リハビリ共通)

※ 算定要件を満たした場合には、看護体制強化加算(要介護者 1 割負担 550 円 要支援者 1 割負担 100 円)が加算されます。

※ 退院・退所当日の訪問は、主治の医師が必要と認めた場合に算定可能となります。

※ 自己負担の割合(1 割・2 割・3 割)は前年度所得に応じて異なります。

※ 計画の時間を越えた場合は訪問に要した料金をいただく場合があります。

※保険外訪問は以下の料金設定となります。(料金は 30 分の料金です)

時間	営業日料金()は 2 人目	休日料金()は 2 人目
8 時～18 時	4,000 円 (2,000 円)	5,000 円 (2,500 円)
6 時～8 時・18 時～22 時	5,000 円 (2,500 円)	6,000 円 (3,000 円)
22 時～6 時	6,000 円 (3,000 円)	7,000 円 (3,500 円)

※保険外料金の変更時は 1 ヶ月以上前に文書にてお知らせいたします。

(2) 医療保険利用料金

訪問看護基本療養費 1回30分～90分程度の訪問時間で、月に1回～週3回程度

項 目			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費	週 3 日目まで	1 回目	1,322 円	2,644 円	3,966 円
		2 回目	855 円	1,710 円	2,565 円
訪問看護基本療養費（外泊時の訪問）			850 円	1,700 円	2,550 円

※ 利用料には基本療養費と管理療養費が含まれます。

※ 週3日目以降の訪問については、利用に制限があるため自己負担の必要となる場合があります。（詳しくは別途利用料パンフレットを参照）

※ 医療機関の指示により、家族の同意のもと利用者の病院受診または施設・自宅等に看護師が同行した場合は、市内2,000円、市外3,000円の自己負担が必要となります。

(3) 精神科訪問看護基本療養費

項 目				1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科訪問看護 基本療養費	週3日目まで	30分以上	1 回目	1,322 円	2,644 円	3,966 円
			2 回目	855 円	1,710 円	2,565 円
		30分未満	1 回目	1,192 円	2,384 円	3,576 円
			2 回目	725 円	1,450 円	2,175 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（外泊時の訪問）				850 円	1,700 円	2,550 円

※ 利用料には基本療養費と管理療養費が含まれます。

(4) 訪問看護サービスの加算料金の利用料金は別紙のとおりです。（利用料パンフレット）

5 複数名での訪問となる場合

利用者の暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる場合は、看護師等複数名での訪問となります。また、ご家族の暴力行為、脅迫、ハラスメント、悪質クレーム、ストーカー行為等悪質かつ故意に法令違反、またはサービス提供を阻害する行為が認められた場合も複数名での訪問となり、別途加算料金が必要となります。

6 通常訪問ができなくなった場合

天災や感染症の疑い等で訪問職員に不足が出て通常の訪問が困難になった場合は、重症かつ医療的処置の必要な利用者の訪問が優先され、状態が安定されている利用者は日時変更、時間の短縮・中止をお願いしなければならない場合が生じます。また、利用者やそのご家族に感染症の疑いが生じた場合の訪問については状況に応じて一時中止させていただく場合も生じます。その場合は、県・市・主治医等と協議して最善を尽くしていきます。

7 身分証明書の携行

訪問看護ステーションの従業者は身分証明書を携行し提示いたします。

8 個人情報の保護

利用者のサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、注意をもって管理を行い漏洩の防止に努めます。

9 記録の保管

記録については、5年の期間を定めて保管いたします。また、記録の閲覧及び写しの交付については、利用者及び家族に限り可能です。

記録の写しについては、コピー代として1枚／10円を徴収します。

10 訪問のキャンセル

サービスを中止される場合は速やかにご連絡ください。

訪問前日17時30分以降のキャンセルについては、自費での請求をさせて頂くことがあります。

11 訪問曜日・訪問時間の変更・調整

訪問職員が、他の利用者の緊急対応を行う場合や訪問職員の確保が困難な状況が予測される場合は、訪問曜日及び時間の変更等を利用者に依頼する場合があります。

12 サービス提供中における事故発生や緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化や事故等が発生した場合は速やかに、主治医、救急隊、家族、指定居宅介護支援事業者などへ連絡し、必要に応じて臨時の応急手当を行います。事故の状況や対応などについて記録し、原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。事故に対しては、市町に文書で報告します。

13 損害賠償

事業の提供にともない、事業者の責任により生じた損害について事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合、利用者のおかれた心身の状況を酌量して相当と認められる場合、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14 契約の終了

次の場合には、契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所したとき。

但し、短期間（3ヶ月以内）で退所が見込まれる場合は家族の申し出により契約を継続します。

(2) 利用者の要介護認定区分が自立と認定されたとき。ただし、自立と認定された場合も訪問看護がかかりつけ医師により必要と認められれば医療保険での続行は可能です。また終了後も地域の保健福祉サービスに情報提供など必要な支援を行います。

(3) 利用者が朝来市以外に転居されたとき。

(4) 利用者がお亡くなりになったとき。

15 契約の解除

(1) 利用者からの契約解除

次の場合は、利用者が訪問看護ステーションに申し出をすることにより契約を解除することができます。

- ア 訪問看護ステーションが、正当な理由なしに訪問看護の提供を行わないとき。
- イ 訪問看護ステーションが、守秘義務に反したとき。
- ウ 訪問看護ステーションの従業者が、利用者又は家族等（介護者を含む）に対する訪問看護の実施に際し、公序良俗に反する行為を行ったとき。
- エ 訪問看護ステーションの従業者が、故意または過失により利用者若しくは家族の身体・財物・信用等を傷つける等、契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。
- オ その他、利用者又は家族等（介護者を含む）が不相当と認めるとき。

(2) 訪問看護ステーションからの契約解除

次の場合は、この契約を解除させていただきます。

- ア 看護師等に対する暴力行為、脅迫、ハラスメント、悪質クレーム、ストーカー行為、それらに類する行為により訪問看護を提供することが困難となったとき。
- イ 利用者がこの契約に定める利用料を2ヶ月以上滞納し、文書による支払いの督促を行ったにもかかわらず督促日から1ヶ月以内にその支払いがなかったとき。
- ウ 利用者又は家族等（介護者を含む）が看護師等による訪問看護の実施に際し、公序良俗に反する行為を行ったとき。
- エ 訪問看護ステーションと利用者又は家族等（介護者を含む）との間で信頼関係が失われたとき。
- オ その他、訪問看護ステーションが不相当と認めるとき。

16 契約の自動更新

契約期間終了の7日前までに訪問看護ステーションもしくは利用者のいずれか一方から契約満了の申し出がないときは、当該契約は自動更新されるものとします。

17 苦情相談窓口

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

◎当事業所の苦情相談対応

＜苦情処理担当者＞ 朝来市健康・福祉拠点施設 訪問看護ステーションなでしこ 管理者 藤本 昌代	受付時間（平日） 8:45～17:30 連絡先 079-674-0800 FAX 079-674-0089
＜苦情解決責任者＞ 朝来市健康・福祉拠点施設 立雲の郷 施設長 上田 あゆみ	受付時間（平日） 8:45～17:30 連絡先 079-674-0088 FAX 079-674-0089

◎介護保険に関する相談、苦情等につきましては、ほかに下記の窓口があります。

兵庫県但馬県民局 豊岡健康福祉事務所監査・福祉課	受付時間（平日） 8:45～18:00 連絡先 0796-26-3669 F A X 0796-26-3795
朝来市役所 健康福祉部高年福祉課	受付時間（平日） 8:30～17:15 連絡先 079-672-6124 F A X 079-672-4109
兵庫県国民健康保険団体連合会	受付時間（平日） 8:45～17:30 連絡先 078-332-5617 F A X 078-332-5650
○運営適正化委員会 （兵庫県社会福祉協議会が設置）	受付時間（平日） 10:00～16:00 所在地 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内 電話番号 078-242-6868 F A X 078-271-1709

18 高齢者等虐待防止への取り組み

当ステーションでは虐待の発生又はその再発を防止するため、次号の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 高齢者等虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ること。
- (2) ステーションにおける虐待防止のための指針を整備する事。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

19 附則

この重要事項説明の内容は、令和7年9月1日から施行します。

訪問看護サービスの開始にあたり、重要事項説明書に基づいて訪問看護サービスの内容および重要な事項の説明を行いました。

重要事項の説明について同意いただいたものとして本証2通を作成し、利用者、事業者各々署名して1通ずつ保有します。

重要事項の説明日 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

(事業者) 所在地 朝来市和田山町竹田2063番地3
名 称 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷
施設長 上田 あゆみ

(事業所) 所在地 朝来市和田山町竹田2063番地3
名 称 朝来市健康・福祉拠点施設
訪問看護ステーションなでしこ
管理者 藤本 昌代

(説明者) 職名 看護師・理学療法士 _____

(説明場所) 自宅 ・ 病院 _____

(利用者様)

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 選任した場合

住 所 _____

氏 名 _____